

平成27年12月18日

財政援助団体等監査結果報告  
〔神戸市水の科学博物館指定管理者〕

神戸市監査委員	谷	口	時	寛
同	吉	田	基	毅
同	む	ら	の	誠
同	藤	本	浩	二

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した平成27年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

神戸市水の科学博物館指定管理者（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務で、主として平成26年度執行の事務

2 監査の期間

平成27年8月19日～平成27年12月18日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

## 4 事業の概要

### (1) 神戸市水の科学博物館（以下「博物館」という。）

博物館は、水及び水道に関する資料を収集し、及び展示して市民の利用に供することにより、水道事業に関する知識の普及及び啓発を図ることを目的に設置されている。

所在地 神戸市兵庫区楠谷町 37 番 1 号

施設概要 延床面積 1,454.56 m<sup>2</sup>（水の科学博物館 1,098.29 m<sup>2</sup> 屋外便所 34.27 m<sup>2</sup>  
事務所 315.42 m<sup>2</sup> 詰所 6.58 m<sup>2</sup>）

内 容 ハイブリッド 3D シアター室 1 階展示室（常設展示物 15 点） 2 階展示室（常設展示物 21 点） 図書コーナー等

開館時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分（入館は午後 4 時まで）

休 館 日 毎週月曜日（ただし月曜日が休祝日の場合は開館し、翌日を休館する）、年末年始（12 月 28 日から 1 月 4 日）、ただし休館日でも、5 月、6 月は小学校の団体は受け入れる

入場料 大人 200 円（140 円）、小人 100 円（70 円）

（ ）内は団体利用（30 人以上）。金額は 1 人 1 回あたりの額。

施設開設年月日 平成元年 4 月

### (2) 指定管理者及び選定理由

指定管理者 株式会社大阪水道総合サービス

選定理由

応募者に関する項目、施設の管理運営に関する項目、サービス内容に関する項目、管理コストに関する項目について、指定管理者選定評価委員会で総合的に評価された結果、指定管理者から提出された提案が他の候補者の提案より優れていることから、選定されている。

### (3) 指定期間 平成 24 年 5 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は、施設の維持管理、施設の運営、展示、イベントの企画運営、利便施設の管理運営業務等であり、主な業務量の比較は第1表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

項 目	平成26年度	平成25年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
目 標 入 館 者 数	50,000人	50,000人	0人	0.0
入 館 者 数	44,137人	42,950人	1,187人	2.8
入 館 団 体 数	402団体	428団体	26団体	6.1
う ち 小 学 校	174校	172校	2校	1.2

(5) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第2表のとおりである。

なお、入館料は、指定管理者が入館者より徴収した後本市に払い込んでいる。

第 2 表 指 定 管 理 料 の 比 較

(単位 金額：千円)

	平成 26 年度		平成 25 年度		対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
	金 額	構 成 比 率	金 額	構 成 比 率		
指 定 管 理 料	45,120	100.0	42,900	100.0	2,220	5.2
( うち 修 繕 費 )	(4,653)	(10.3)	(4,463)	(10.4)	(190)	(4.3)
( うち 植 栽 管 理 費 )	(817)	(1.8)	(788)	(1.8)	(29)	(3.7)

修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、植栽管理費は草花及び樹木の維持管理に係るものであり、年度終了後精算している。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成26年度の総合評価は5段階評価(AAA, AA, A, B, C)のうち、A(提案内容の達成度や過去実績との比較を踏まえて、概ね良好な管理運営がなされている)となっており、その所見は「昨年度より取組みは進展しており、イベントに関するアンケートでは、お客様満足度は高い。」「目標入館者数は下回ったが、入館者数を増やすため、提案になかったイベントの実施や小中学校への団体見学の誘致活動を行うなどの努力していることは評価できる」などとなっている。

## 5 監査の結果

博物館の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例・指定管理協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があった。

本市所管局においては、今後、指定管理者への指導を含め適正な事務処理に努められたい。

神戸市水の科学博物館は、「水道事業への認識・理解を得る広報啓発拠点」「子供のための社会教育施設」「歴史的建造物の保存・活用」を目的とした施設であり、より多くの市民に足を運んでもらうことが大切である。来館者数は、平成 25 年度は 42,950 人、平成 26 年度は 44,137 人で、増加はしているものの目標値の 5 万人を下回っている。

本市所管局においては、今期指定管理期間の課題を検証するとともに、次期指定管理者の提案内容も踏まえ、展示内容の見直し、集客力のあるイベントの開催、地域団体や教育機関等との連携の強化拡充、効果的な PR 活動など、指定管理者とともに来館者数の増加に取り組まれたい。

### (1) 指摘事項

施設管理業務において適正な報告書を提出すべきもの

神戸市水の科学博物館の指定管理協定書における仕様書では、建築物及び設備について、点検実施後、点検結果報告書及び定められた添付書類を本市へ提出することとされているが、平成 26 年度の点検業務において、点検結果報告書や添付書類が提出されていない事例があった。

指定管理者は、仕様書に基づいて定められた報告書等を提出すべきである。また、本市所管局は指定管理者に対して適正な事務処理をするよう求めるべきである。

### (事例)

ア 昇降機設備点検業務：点検結果報告書，点検写真，遠隔監視診断報告書

イ 空調設備点検業務：点検結果報告書，点検写真

ウ 受変電設備点検業務：点検結果報告書，検査測定記録

## 凡 例

- 1 文中で用いる金額は、原則として千円の位以下を省略し、万円単位で表示している。
- 2 各表中の金額は、原則として百円の位を四捨五入し、千円単位で表示している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「0」及び「0.0」 ----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。  
対前年度増減額及び率の場合は、零を含む。
  - 「-」 ----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
  - 「ほぼ皆増」 ----- 増加率が1,000%以上のもの。
  - 「ほぼ皆減」 ----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 5 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」および「地方消費税」をいう。